平成29年度公定価格の国家公務員給与改定に伴う補正について

(公定価格の算定方法)

公定価格の算定にあたっては、人件費・事業費・管理費等について、各々対象となる費目を積み上げて算定 しており、そのうち、<u>人件費の額については、国家公務員の給与に準じて算定</u>している。

(国家公務員給与改定に伴う公定価格の取り扱い)

- ・平成29年度の<u>国家公務員給与の改定に応じて、公定価格の平成29年度単価表を改定予定。</u>(保育士及び幼稚園教諭等人件費 + 1.1%程度)
- ・財源は補正予算において対応する予定。
- ・本年度に実施する国家公務員給与の改定に伴う公定価格の改定は、平成30年度からの公定価格の設定に あたっても、引き継がれることになる。

(実施時期)

平成29年4月1日(遡及適用)

(参考:平成29年人事院勧告に伴う国家公務員給与改定の内容)

俸給表の水準を引上げ

勤勉手当の引上げ(0.1月分)